

人事委員會議錄 第十一号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 有田 二郎君

理事 丹羽清四郎君 理事 竹山祐太郎君

理事 受田 新吉君 理事 森 三樹二君

小澤佐重喜君 木暮武太夫君

竹尾 式君 根本龍太郎君

松野 孝一君 池田 禎治君

加賀田 進君 小松 幹君

館 俊三君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君

法制局長官 佐藤 達夫君

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務局長) 瀧本 忠男君

保安庁人事局長 加藤 陽三君

檢察(大臣官) 位野木益雄君

大藏事務官(主計局長) 岸本 晉君

委員外の出席者

檢察(大臣官) 宮下 明義君

最高裁判所事務官(事務局長) 鈴木 忠一君

最高裁判所事務官(事務局長) 守田 直君

衆議院事務官(庶務部長) 山崎 高君

專門員 安倍 三郎君

十二月十六日

委員濱田幸雄君辭任につき、その補欠として小坂善太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員小坂善太郎君辭任につき、その補欠として濱田幸雄君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十五日

安芸町の地域給引上げの請願(長野)

長廣君紹介(第九一三三號)

横手市の地域給引上げの請願(飯塚)

定輔君紹介(第九一四四號)

通津村の地域給引上げの請願

(西村茂生君紹介)(第九一五五號)

藤沢村の地域給引上げの請願

(平岡忠次郎君紹介)(第九一六六號)

公務員の給与引上げ等に関する請願

外十一件(山口丈太郎君外一名紹介)(第九一七七號)

同(加賀田進君紹介)(第九三三七號)

同(山口丈太郎君外一名紹介)(第九三八八號)

同(山下春江君紹介)(第九三九三號)

同(菅野武一君紹介)(第一〇一四四號)

公務員中臨時職員の給与引上げ等に関する請願(淺沼稻次郎君外二名紹介)(第九四一四號)

三島市の地域給引上げの請願(宮崎)

靖君紹介(第九四二二號)

小川町の地域給引上げの請願(松山)

義雄君紹介(第九四三三號)

加茂町の地域給引上げの請願(亘四)

郎君紹介(第九四四四號)

多々良町の地域給引上げの請願(緒方竹虎君紹介)(第九四五五號)

熱海市の地域給引上げの請願(山田)

彌一君紹介(第九四六六號)

同(勝間田清一君紹介)(第九五三三號)

龍野市外三箇町の地域給引上げの請願(館後三君紹介)(第九四七七號)

益田市の地域給引上げの請願(館後三君紹介)(第九四八八號)

相生市の地域給引上げの請願(有田喜一君紹介)(第九四九九號)

上野原町の地域給引上げの請願(内田常雄君紹介)(第九五〇〇號)

南高安村外四箇村の地域給引上げの請願(田中萬逸君紹介)(第九五一一號)

鉦路市の地域給引上げの請願(森三樹二君紹介)(第九五二二號)

能代市の地域給引上げの請願(松野孝一君紹介)(第九五四四號)

手稲町の地域給引上げの請願(町村金五君紹介)(第九五五五號)

佐用町の地域給引上げの請願(小畑虎之助君外一名紹介)(第九五五六號)

高麗村外二箇村の地域給引上げに関する請願(松山義雄君紹介)(第九五七七號)

稻生沢村の地域給引上げに関する請願(宮崎靖君紹介)(第九五八八號)

上村及び中村の地域給引上げに関する請願(川村義義君紹介)(第九五九九號)

京都郡下の地域給引上げ等の請願(木下重範君紹介)(第九六〇〇號)

大河村の地域給引上げに関する請願(横川重次君外一名紹介)(第九六一一號)

元狹山村の地域給引上げに関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第九六二二號)

沼館町の地域給引上げに関する請願

(飯塚定輔君紹介)(第九六三三號)

北陸電波監理局監視部職員(地域給引上げ)に関する請願(内藤隆君紹介)(第九六四四號)

泗水村の地域給引上げに関する請願(石坂繁君紹介)(第九六五五號)

福島町の地域給引上げに関する請願(北村徳太郎君紹介)(第九六六六號)

小諸町の地域給引上げに関する請願(井出一太郎君紹介)(第九六七七號)

笑面町の地域給引上げに関する請願(松原喜之次君紹介)(第九六八八號)

高根村外三箇村の地域給引上げに関する請願(勝間田清一君紹介)(第九六九九號)

上川町の地域給引上げに関する請願(芳賀實君紹介)(第九七〇〇號)

多寄村の地域給引上げに関する請願(芳賀實君紹介)(第九七一七號)

上富良野町の地域給引上げに関する請願(芳賀實君紹介)(第九七二二號)

日佐村の地域給引上げに関する請願(中島茂喜君紹介)(第九七三三號)

上山田町の地域給引上げに関する請願(井出一太郎君紹介)(第九七四四號)

三日月町の地域給引上げに関する請願(小畑虎之助君紹介)(第九七五五號)

豊川市の地域給引上げの請願(鈴木正吾君紹介)(第一〇一〇〇號)

八王子市の地域給引上げの請願外十八件(山花秀雄君紹介)(第一〇一一一號)

鳥羽町の地域給引上げに関する請願(加藤清二君紹介)(第一〇一二二號)

長谷村外七箇村の地域給引上げに関する請願

る請願(小畑虎之助君紹介)(第一〇一三三號)

同日

公務員の給与ベース引上げ並びに年末手当に関する陳情書(全日本国立医療労働組合宇多野支部長高田常雄)(第七〇二二號)

同(石川県河北郡三谷村字岩田国立療養所医王園西永宗右門外六十五名)(第七〇三三號)

同(石川県江沼郡山中町全日本国立医療労働組合山中支部長内田勝次)(第七〇四四號)

福島市の地域給引上げに関する陳情書(福島市官公労組地域給引対策協議会議長菅野達夫外一名)(第七〇五五號)

中村町の地域給引上げに関する陳情書外一件(福島県相馬郡中村町地域給引促進協議会会長山田貢外三十五名)(第七〇六六號)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二號)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六號)

○有田委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより一般職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十二号及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十六号の両案を一括議題として質疑を継続いたします。受田新吉君。

○受田委員 この給与の体系の上から本日は一般職のみならず、特別職並びに保安庁の職員あるいは裁判官、検察官、在外公館並びに国会職員等、一連の給与体系を総合的に検討をしてみたいと思うのであります。

時に今御出席の方の担当である検察官の給与に關係してお尋ねしたいのであります。現在検事の職務を持つたもので、本省の局長をやつてゐる人が少数あると思つてゐます。この職員の給与において局長の職務を執行するものであるにもかかわらず、検事の給料を与えておられるという理由はどこにあるかをお尋ねしたいのであります。

○宮下説明員 お答え申し上げます。御承知のように法務本省におきましては、支分部局でございます。検察庁及び法務局等の事務の指揮監督をいたしておられるわけでございますが、検察庁におきましては、申すまでもなく検察官が検察権の行使をいたしておられまして、その最高検察庁以下の検察庁を監督いたしておりますのが、法務省の刑事事務局でございます。法務局、地方法務局等におきましては、国を当事者といひます訴訟の実施をいたしておられますが、これを本省の訟務局において指揮監督いたしております。本省の訟務局におきましては、これらの指揮監督だけではなくて、自分みずから直接訴訟の実施にも當つておるのであります。このような職員は、その職務の特殊

性から申しまして、どうしても検事あるいは判事の中から、それらの職員を補充いたしませんと、実際に事務が運用できないのであります。従来もそのようにいたしまして、裁判官あるいは検察官から、これらの局長あるいは課長を補充いたしております。その場合に、御承知のように裁判官、検察官は一般職の俸給とは別個の体系の俸給になつておられるわけでございますが、この俸給を切りかへまして、一般の俸給にして局長につけるといふことは、人事交流の上でどうしてもやり繰りがつかないものであります。それで法務省設置法に法務省職員のうち、百三十三人に於いては検事をもつて充てることができるといふ法律の改正をいたしていただきまして、その後検事をもつてこれら万やむを得ない職員の局長、課長等に検事をもつて充てる措置を講じておるわけでございます。

○受田委員 検事の職務を執行してゐる訟務局関係で、検事の職務を執行しておられるように今おつしやつたんですが、判事で兼ねてゐる場合も判事の職務を執行するのであります。職務内容と違ふ給与体系があるということ、この点においてはつきりと局長、課長の職務を執行する場合にも、判事や検事であつたものであらうとも、当然局長や課長の段階に入るべきであるのに、何か特権階級のごとく判検事がここに存在して、その判検事の俸給をもつて局長の職務を執行するといふことは、どうも国の給与体系、職務内容を規定するこうした一般公務員の体系を乱すおそれがあると思つて、この間から調査してゐるうちにここに疑

義を感じまして、今日お尋ねしてゐるのであります。判事で局長を兼ねるような場合に裁判をするようなことがあるのか。検事の場合には今のような訴訟事務をするとかおつしやつたので、それは検事の事務を一応行うことがあり得るということになるのです。が、判事で兼ねてゐる場合には、局長が實際裁判をやるのですかどう。このういふことを一つ確めておいて、實際にやつていない職務の俸給をとるといふことは、公務員の体系をくずすものであるという御意見をもちこたへないか。やむを得ざる措置としてこういうものを置いておられるということになるという解釈が私にはどうしてもできないこと、人事交流に困つた場合にも、その場合には局長にちよつと切りかへをしておけばいいのであつて、また検事にちよつと一ぺん任用がえしておけばいいので、これは国会の職員とほかの官庁の職員との交流人事などにも盛んにやつておることなんでしょうが、この点非常に疑義がございますので、ちよつと詳細にお聞きしたいのであります。

○有田委員長 ただいま受田委員より最高裁判所関係について御質疑があつたやうであります。国会法第七十二条第二項の規定により、最高裁判所説明員としてお見えになつてゐる最高裁判所人事局長鈴木忠一君より、御説明を願ふことしたいと思います。御説明に御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○有田委員長 御異議なしと認めます。それでは鈴木最高裁判所人事局長より御説明願ひます。

の事務局にも、検察局、法務省におけると同様に、判事の資格で、しかも局長それから課長等を兼任しておるものが若干ございます。その場合に判事の肩書を持つておられるが、判事の仕事を何にもやらないかという、これはやり得る建前になつており、現にやつておる者もございまして。たとえばこれは本則ではございせんが、例外的に全国の裁判所で手不足で事件を片づけるためにどうしても手が足りない、しかもその管内の判事で臨時的な補充がつかない場合には、いわゆる代行判事という名目のもとに、最高裁判所の事務局のスタッフを、そこへ一箇月、場合によつては半箇月、長きにわたる場合には二箇月くらいやつて仕事をさせる。それから現にある課の課長は、東京地方裁判所の判事の職務を一週に二回やつておる例が現在ございます。ですから原則としては裁判官の肩書きで事務局の仕事をしており、従つて裁判はやりませんけれども、例外的にはやつておりますし、やろうと思へばいつでもやり得る体制になつておるわけでございます。

○受田委員 そういふへんてこの關係の身分の者を国家の公務員の中に持つてゐるというところは、まことにふしぎなことなんでしょう。判事は判事で判事の職務があるのですから、そういつた者が一般公務を担当する場合に、当然一般公務の立場の方で動くべきもので、ごくまれに臨時的にちよつとやることがあるから判事に置いておくのだ、その方の給与をもらつておるのだといふことは、本末が転倒されておるまいせんか。局長、課長の職務の方が主であるならば、その方の給与をとるのが主

体であつて、判事の職務はちよつとたまたまやる。検事の職務はちよつとやるというところで、判事や検事の方の給与をとるといふことは、本末転倒ではありせんか。その点をばつたりしていただきたいと思います。

○鈴木最高裁判所説明員 實質的な議論を申せば、確かに本末転倒だと私は思います。しかし實際論をいたしますと、ただいま法務省の人事課長から答弁がありましたように、他の官庁の例と比べて、はたして妥当かどうか私は存じませんけれども、つまり現場の仕事を知つておる者でなければ動まらないという面が、裁判所の事務局の仕事、それから法務省の代弁をするわけにはありませんが、法務省の内部の仕事には非常にあるわけでありまして。そのういたしますと、現場の仕事を知つておる、現場の経験を積んだ者を持つて来ようとするためには、どうしても判事なり検事なりを持つて来なければ事務局がうまく行かないわけなんです。さてそれを持つて来ようとする、判事、検事の給料と一般職員の給料との差がございせんから、いかに裁判所のため、検察庁のためといひながら、わざわざ現在の俸給より下つて来いというわけには、實際の人事のやりくりとしてできないわけなんです。従ひまして裁判所の建設当時は、判事の俸給をとれる者も、判事の肩書きをなくして、全部事務局の事務官ないしは局長、部長というやうな肩書きでやらしておつたのです。ところがそうしますと、ベース・アップが毎年のようにございまして、判事の俸給をとりおろしておかないと、その差がますます大きくなつて、事務局におる連中は総退却をするとい

うようなけはが見えたものですから、当時人事院とも相談をし、またその当時は占領治下にあつたものですから、GHQの方の意見も参酌などいたしまして、人事院の了解のもとに、最高裁判所としては、やむを得ず司法行政上の職務に関する規則という最高裁判所のルールをつくりました。「司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職務のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもつてあつてゐることができ、さういふようになっておりますが、やむなく法律と同じ効力を有するものだという意味でこのルールをつくり、形式的にはその間のギャップをふさいでいるわけなんですけれども、實質上から申しますと、實際判事の職をとらないで、しかも判事の俸給をとつておるということは、給与体系上都合ではないかという御質問の通り、私は理論上は決して無理な御質問だとは思ひやうでございます。判事の職をやらなければ、判事の職に対する俸給以外の俸給を充つべきだといふことは、これは理論としてはまことにござつともたと存じておるわけでありませう。ですから最高裁判所も、判事の肩書きがあるから、これ幸いとして、十分理論的な不都合を感じては、それを埋めるためにわざ／＼こういうルールをつくつて實際をやつておるわけですから、希望を申し上げますと、實際の面から希望を申し上げますと、つまり現業を知らない者はできないのだという特殊性を認識していただいて、少くとも裁判所あるいは法務省の一部の者に対しては、裁判官、検察官

ではなくとも、同等の俸給を給与するといふ建前にしていただくならば、今の理論的な矛盾は消えていくようなものが防げるのではないかと。私ももととしては将来ひとつさういふように御考慮を願ひたいと思つておるわけですが、

○奥田委員 法務大臣に犬養さんがな

られるにあつて、この大臣は法務の事情に通じていない門外漢である、こ

のような大臣がわれ／＼の省の責任者

になつては困るという一部の動きがあ

つたと聞いております、その他裁判

あるいは検察の事情に通じてない者は、

法務省の課長、局長に不適当だ、従つて

その事情に精通した者でなければいか

ぬという觀念が大臣にまで及んでゐる

といふことが、今の御答弁でもとれる

のでありますが、このことによつて、

裁判官あるいは検察官でないといふ法務

係の局長になし得ないといふことに

なると、ここに非常にきつ／＼つな割

擬主義が起ると思つてゐます。これを何

とかわれ／＼は防止して人事の交流も

行わなければならぬ、高い観点から

行つて法務大臣に適任者があつたら

ば、それが法務関係の出身の者でなく

ても、大臣としてその人に高い観点か

ら公平な行政を行つてもらふといふこ

とで歓迎してもらふべきであると思

ふのでありますが、さういふセクト

的な考え方が法務関係にとられてお

るというにおいしてならないのであり

まして、今の局長として法務省に勤

める者の給与を判検事と同じものに引

上げるという例外よりも、判検事で一

部それになる人に対しては、何とか技

術的にその判検事、検事の職務を解

して局長にして、それからまた判検事

になつたときにはそこへもどすといふ

筋をはつきりして体系をつくること

ができないものだらうかと思つてゐ

ますが、身分が保障されているという特権

があるがために、少しかびのはえるよ

うな感覚の人たちもできはしないかと思つてゐる、さういふ本省の局長、部長、課長といふことになつたときには、これは行政官として大いに權威をもつてやるのだといふ誇りを感じて、安い給料でも甘んじてそこへ行く。いやしくも本省の局長になるような人は人材なんです、それで喜びを感じて行けるように手続上において何とか措置できないものですか。それがだめであるとするならば、さらにまた新しい観点からこれを検討しなければならぬと思つておるわけですが、今の御答弁の点とは逆に、法務省関係から判検事がある期間その職務を解いてあちらへ行く。また局長になつて任が解かれたればまた判事になるという処置はできないものでか。身分が保障されておつても、その期間中は本省の名譽ある局長になるというものであれば、これは大いに希望者を募れたいのであつて、無理に任命するわけじゃないので、すから、さういふ点において私は非常に国の給与体系を崩し、公務員の系列を乱すおそれを感じますので、今のような一部の例外の規則をつくつてまでも認めるといふことでなくて、またもしその人が判、検事でなければならぬといふような今の御説を今度逆にいつて、適材適所で、判、検事でなくとも、さういふことに高度の批判力と手腕を持つた人であるならば、これを局長、課長に向けるという手は打てるのじゃないか。それとも門外漢は

一切出入させないといふようなわくをはめた法務省であるかどうかをちよつと御答弁いただきたいのであります。

○宮下説明員 法務省一般がセクト的

なわくをはめた考え方を持つてゐる

といふことは全然ないと思つてゐる。た

だいま犬養大臣のお話もございました

が、部内においてさういふ動きがあ

つたといふことは私も考えております

ん。なお補足して申し上げますと、法

務省のたとえば刑事局は、法務大臣の

補佐をいたす一つの機関でございます

が、その仕事の實際は、最高検以下が

行つております直接檢察権の行使自体

を、法務大臣が指揮する事項を補佐

いたしておるわけでございます、日常

議論をし、処理をしております事項

は、檢察庁のやつております事項と

ほとんど同様な事項が大部分でござ

います。それ以外にももちろん刑法、刑事

訴訟法等の刑事実体法規の立案、改正

といふような仕事もいたしております

が、直接の檢察権の指揮監督をいた

しておりますので、これらのものの仕事

は實際においても檢察の指揮である直

接檢察につながらる仕事をしておるわ

けでございます。もちろんさういふ仕事

やつて来た者でなければ、公正な檢察

ができません。あるいは広い視野が

えておりません。あるいは広い視野が

なければならぬと思つてゐるが、今

の實際では、やはり長年檢察をやつて

参りまして、現場の仕事がよくわか

ております者が初めて檢察権の指揮

ができるのでございまして、このよう

な人を得るために局長、課長等に従

事から充てておるわけでございます。

今お話のように、さういふ地位につ

者は、檢察官のうちでも優秀な檢察官であるから、その地位につく限りにおいては、檢察官の身分を剝奪いたしまして、普通の事務官としてやることはできないか、それくらいのおおらかな気持ちにないかといふお話、まことにござつともでございますが、従来法務省がございまして、人事の管理をやつて参りまして、その点で實際問題として行き詰つたのであります。検事の中に十分事態を理解しない検事が多いといふことでおしかりを受けるかもしれませんが、實際問題として、そのために人事が行き詰りまして、さきの国会において法務省設置法の十七条に、法務省所管職員のうちで、検事を

もつて充てることができるといふ法律

改正がございまして、それに基いてや

むを得ない法務省のポストに検事を充

ておるわけでございますが、これは

まったく人事管理上やむを得ない措置

であるといふことは、私も十分に承

知しております。

○奥田委員 この問題は法務省として

も、たいへん苦勞しておられるとい

ふ實際を伺つたのであります、人事に

非常に行き詰つて困つたから、さうい

ふことをしたといふような便宜措置が

早く除かれるような空氣をつくつて

いただく方がよいのじゃないかと思

つてゐる。これは私たちがしても、今

非常に行き詰つた空氣があるのを、一

挙に解決するといふことは無理に

なす、漸次切りかえる努力を法務省で

いただき、最高裁判所でもしていただ

く、さういふふうには皆方責任の

ある人たちの一層の努力をこの際要

請して、この問題が何とか本筋にか

える

ように、大いに奔走していただきたい
と思うのであります。

もう一つの問題は、裁判官と検察官
の給与の相違であります。これは検
事総長の俸給と最高裁判所の判事の俸
給とを一つにしてあります。一般の
判事の俸給と検事の俸給とにおいて、
判事の方が相当高額の率になつておる
のであります。が、判検事の職務の内容
から来る差等というものを、この俸給
に比例したようにどういう基準からわ
けられたのか、これは裁判官と一般行
政官の性格を持つ検察官との職務の執
行の程度というものを対して、こう差
等をつけられた理由をはつきりさせて
おかねばならぬと思ひますので、
この点特に双方からの御答弁をいた
したいのであります。

○鈴木最高裁判所説明員 裁判官と検
察官との間に、給与について差別を設
けておりますのは、申し上げるまでも
なくこれは戦後の現象でございます。
戦前は判事、検事一本建の俸給で、差
別はなかつたわけなのでございます。
今御質問のような差別ができたのは、
戦後の現象でありまして、最初に一般
公務員の二千九百二十円ベースの俸給
を定める際に、裁判官と検察官とのパ
ランスをもとつて差等を設けたのであ
りまして、その二千九百二十円ベー
スの際に定められたものが、そのまま両
方とも同一にだん／＼スライドして来
て、現在までその差を維持しておるわ
けであります。なぜ二千九百三十円
ベースつまり戦後最初の俸給を定める
ときに裁判官、検察官両者の間に差別
を設けたかということについては、当
時私はその実際にタッチいたしません
ものですから、具体的ないろ／＼議會

との関係、それから当時の総司令部と
の関係、人事院との関係というような
ことは今申し上げられませんが、それ
ども、きわめて抽象的に申し上げれば、
終戦前の裁判官と戦後の新憲法によ
る裁判官というものの違いは、その
作用と性格という点に在りまして、そ
うもののは、その作用から言ひしても、
いわゆる法令の審査権という点に在
る点に在りません。つまり議會
を通つた法律に対しては、形式的な環
境を云々することはできても、その実
質が憲法に違反するかどうかという
うな判断は、裁判官としてはできな
かつた。それからさらに戦後の裁判官
は、戦争前に制限主義で時効を制限し
ておつたところの行政事件を全面的に
解除して、行政官庁の行政処分につ
いて不服がある場合には、裁判官が全
面的にその審査に當る、こういうよ
うな、憲法に適合しておるか、いな
かの法令審査権、それから行政事件を全
面的に裁判官の管轄にしたという点か
らいつて、内容及びその地位から、裁
判官は従前の裁判官以上の地位と作用
を与えられてゐるのだ。しかるに検察
官は、その点から言へば、戦前の公訴
の維持ということを中心としておるこ
ころの検察官の作用というものは、必ず
しも戦後からいつて、検察官というもの
の性格からいつて、検察官というもの
は行政官の一部分である、こういうよ
うな考えから、裁判官の俸給というも
のを検察官に比して差等を設けたもの
というように私は考へております。

○受田委員 戦前は官等の上からも、
検事正と裁判官、検事長とまた一方の
裁判官というように、地方裁判所、控
訴院、大審院等、とにかく同じ基準で
来ておりましたことはよく承知してい
るので、特にこれは質問したのです
が、今の裁判官の地位が大いに高まつ
たということは私もうなずけます。同
時に立法機關、行政機關それから裁判
官、この三つの最高責任者がそれ／＼
十一万円という俸給をもらうことにな
つてゐるのも、この三つの立場を同じ
線に置いておるという点で私はうなず
けます。ところが、一般の判事や検事
の場立にその差等がついておるとい
うことになる、司法官を志す者には、
検察官になつたい者もあるのだから、お
の向き／＼へ行くのに、裁判官の方
が待遇が高い、同じ試験をパスして、
検察官の方がいつも下積みになるとい
うようなことは、士氣の上にも影響を
するおそれもあると思ひます。最高裁
判所の長官、最高裁判所の判事とい
うようなものの位置をはつきりすること
は、これは國家の權威において、法令審
査などを持った立場からもよいことと
ある。しかし、下級裁判所とは言ひませ
んが、普通の裁判所の判事、検事の立場
がどう開いておるのか、これは何かも
う少し是正するようには必要はないか。
また何を基準にして判事の最高級を六
万九千円に、検事の最高級を六万二千
六百元としたのか。これは一般職の七
十号に當るから、判事の最高級とする
基準をとられたとお答へになるかも知
れませんが、しからば検事の最高級も
今の一般職の七十号の六万九千円のと
ころまで上げていいじやないか。私は
最高裁判官の場合には別と考へたい。こ
れは裁判の權威を尊重する意味から、

あなたのお説の通りうなずくのです
が、普通の判検事の場合にこういう差
等がついてゐるといふことは、これは
非常に了解に苦しむところであるので
す。基準をどこに置いたか、ひとつ承
りたい。

○宮下説明員 検察官側を代表いたし
まして、法務省の人事課長としてお答
え申し上げますが、ただいま御質問
のございましたように、私といたしま
しても、最高裁判所長官、最高裁判所
判事というものが、一般の裁判官、検
察官よりも一段高い俸給を受けるとい
うことは十分承知いたします。しかし
ながら、一般の判事、検事に差等をつ
けるといふことは、検察官全体として
は了承しておらないのであります。最
初の裁判官の俸給表、検察官の俸給表
ができました際も、検察官俸給全体とい
つたしましては、かつて判事、検事とし
て、同じ司法官試験から一方は判事に
なり、一方は検事になつて同じコース
をたどつて来たものである。現在にお
きまして、同じ司法官修習生二年を
経まして、片方は判事補になり、片方
は検事補になりまして、一面は裁判、一
面は検察といふことで、同じ司法官に
關係した仕事をしておるわけござい
まして、しかも検察官はもろに性格
的には行政官でございまして、やはり
司法官的な行政官でございまして、こ
れはどこの国でもクワジ・ジュディシ
ヤル・オフィサーと申しますように、
裁判に直接關係を持つてゐる行政官で
ある。従つて裁判官よりも、その識見
において、その能力において低いもの
であつてよいといふことは、どこの国
でも言つておらないと思ひますのであ
ります。そのような検察官の職責の重要性

から申しまして、また任用制度の現
在の形をとつておりますことから考へ
まして、普通の裁判官、検察官とい
うものは同じ俸給であつてしかるべき
性格のものであると、私も考へて
おるわけでありまして、しかしながら、
占領下に裁判官、検察官の俸給の体系
ができました際に、はなはだ遺憾では
ございまして、一段ずれてできてしま
つたわけでありまして、これを直すこと
はなか／＼むずかしいことでありまし
て、私もい／＼／＼なことは考へて
おりますが、今度国会に出ております
法案も、やはり現状をスライドした形
で政府から提案になつておる次第で
ございまして。

○受田委員 人事課長から私と同意見
を述べていただいて、私はたいへん満
足します。この点、判事になつた場合よ
りは、検事になつた方が低い線におる
のだというふうな印象を檢察官が受け
るというだけでも、日本の檢察事務が
停滞するおそれがあるものであるから、
判事と検事は同じコースで、しかも学
歴も同じ、資格も同じ、そしてそれ
から先の努力も同じほゞしておつて、
一方は六万九千円の線まで行き、一方
は六万二千円までしか行けない、こう
いうふうな情勢は非常に不合理で、こ
の点は政府としては、もう独立国になつ
て何の制約を受けることはないのです
から、檢察官の地位を保全するために
勇敢にこの切りかえをするよう努力し
てもらひたい。特に判事、検事、よう
な人たちは、消費に甘んじてその職務
執行に努力し、中には公明な生活をし
たあまりに遂に死んで行つた判事があ
るようなときであるし、また檢察官に
しても世の多くの注視を浴びて行動す

るがゆえに、その職務の遂行にあたつて役得を得るということも全然できない、世の師表にならなければならぬ人々ですから、こういう人々に判事、検事のわがやなく優遇の道を講じてやるといふことは、独立国の名譽にかけても大事なことであると思ふのです。これを政府としては十分考えていただきたいと思ふ。

○鈴木最高裁判所説明員 私ども学校を出ましてから同じ試験を受けて、そして私どもの仲間の一部は検事になり、私どもは判事になる、あるいは弁護士になる、そういうようなコースを考へてみますと、私どもは現在の検事の内容が裁判官より下だといふように考へてはならないのです。われわれのやばり愛すべき親しみを持った同僚であり、われわれとできるならば同じ俸給を持つた方がよいといふことは、われわれ個人的な考へとしてはもちろんそう考へておるわけですが、けれども検事と判事を同じ俸給に制度の上で置いていいかどうかといふことは、これはまた別個の考へをしていただかなければならぬ事項じやないかと私は思ふわけですが、ここにおる宮下君とは年来の友達でありまして、検事の俸給を私は下げるといふ意味で申し上げるのではないので、その点は御了承願ひたいわけなんです。もちろん法律家の生活でありまして、判事が裁判をする場合と検事が公訴をし、そして公訴の維持のために努力をするといふその働き、その作用といふのは、きわめて近接しておる作用で、いわゆる法律家、広い意味で言へば俗に司法官の仲間、検事も入ることは言うまでもないわけですが、けれども今も宮下君から申

されましたように、検事はその本質においてやはり行政官なんです。ですからいわゆるビラミッド型の組織体をなしてござりまして、組織体としての力をバックにして個人が働けるわけなんです。たとえば地方検察庁の検事がある起訴をするかしないかといふような場合に、自己の能力だけで判断をするには当らないので、最高検の検事総長まで行つてその力を借り、そのバックを自分の力として事務を処理してかまわれないわけなんです。いわば個人でなくてビラミッド型の組織体といふものが力の作用になつておるわけなんです。ところが裁判官は、そういうことは裁判の作用の上ではどうもできない。それをしたらこれこそゆゆしき一大事でありまして、もちろん本を読み、他人の説を抽象的に聞くといふことはいたしますけれども、その全責任はその裁判官一人、合議体の場合は三人で背負つてやらなければならぬ。いわば個人が全能力を尽して働かなければならぬといふところに、裁判官の性格なり責任といふようなものがあるわけなんです。この点はやはり検察官との最後の一線を画すところだと思ふわけですが、ですから民主主義国におきましては、検察官は裁判官より劣つていふといふようになりくつを言う者は一人もございせんけれども、裁判官よりも検察官は実際の能力においては、まだ若い者がしておるわけなんです。で将来の日本の裁判所を、どういふように理想的に持つて行くかといふことは、これは裁判所ばかりが考へるべきでなく、日本全体の、議事あるいは行政の方の力も借りなければならぬものなのですけれども、そういう方向に持

つて行くためには、やはりその方向への考へをも執つて、制度の上ではやはり差等を設けて置くべきではないかと思ふわけですが、ただいまは事情が若干かわりました。これはおそらく戦後裁判官の報酬が検察官より上つたためだろつと思ふのですけれども、戦前のある時期には、判事志望よりも検事志望の者が非常に多かつたことが年々続いておつたわけですが、そういう実態を見ますと、私はやはり裁判官の俸給は検察官より制度の上では差等を設けておいていただいた方がよいのではないか、はなはだ我田引水の感があるかもしれませんですが、そういうように存じております。

○有田委員長 この際委員長としてお尋ね申し上げたいのは、菅野官房副長官に、今の受田委員の質疑に対する政府の考へを承りたいと思ひます。

○菅野政府委員 この問題は占領期間中からすでにいろいろ各方面で論議されておつた問題でございまして、独立後早急に考へなければならぬ問題でございまして、お聞き及びの通り、沿革的なりあるいはまた本質論的な議論がございまして、もうしばらく研究させていただきたいと思います。御質問の趣旨に沿うように政府といたしましては努力して、早急に解決をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○竹尾委員 各検察庁に副検事、簡易裁判所に判事が置かれておるのです。これらの人々の給与は、大体どことなくあひなつておられますか。

○宮下説明員 副検事につきましては、一号から十四号までわかれておりまして、一号は、現行月額が二万六千

二百円、十四号が九千六百円となつております。二万六千二百円は、今度一般職のストライドと同率で三万五千九百円、十四号が一万一千五百五十円といふ改正法案を本国会に提出してあるわけでございます。

○竹尾委員 級の方は一般職の何級くらいに当りますか。

○宮下説明員 副検事の一般職の十三級四号に該当いたします。それから一番下の副検事の十四号が、一般職の八級二号に当つております。

○竹尾委員 簡易裁判所の判事の方はどうですか。

○鈴木最高裁判所説明員 簡易裁判所の判事の号俸数は、現在一号から十五号までございまして、一号は現行で三万七千三百円、十五号は一万一千円になつております。

○竹尾委員 これらの人々は、たとえば副検事の場合には検事にはなれないのです。それから簡易裁判所の判事の場合は、これはどうでございましょうか。

○宮下説明員 副検事は、検察庁法に基きまして裁判に關係のあります二級官、ずつと古いことを申し上げますれば委任官に当ります。この二級官を三年以上やりまして、副検事の選考審査を受けて副検事に任命されるわけでありまして、副検事を三年いたしますと、検察官特別考試といふのがございまして、大体司法試験と同じように、各大学実務家等の法律専門家を委員にお願いいたしておりますが、大体司法試験と同じ委員の方に、同法試験と同じような程度の各法律の科目の試験をしていただきます。その試験に合格いたしますれば検事になり得る

のであります。但し現在の法制では、これらの検事には弁護士資格を与えることにはなつておりません。

○竹尾委員 私の考へたところは、たゞは実はその点でございまして、ただいま受田委員からもセクト主義云々といふような話がありまして、この弁護士資格をとるといふことについてはいろいろ議論があるようでございますが、その点で副検事の将来等と考へて、これらの検事になられた人には、弁護士資格を与えるといふような考へはないでございましょうか。

○宮下説明員 法務省といたしましては、副検事は一応別といたしまして、副検事の中から、三年以上副検事の経験を積んで検察官特別考試に合格して検事になりました以上は、同じ司法修習生を通つて参りました者と同じように弁護士資格を与えられてしかるべきものであると考へております。検事の中で片方は弁護士資格のない検事、片方は弁護士資格のある検事という二色の検事ができるということはおもしろくないことではございまして、また実質から申しまして、いやしくも検事になる以上は弁護士資格が与えられてしかるべきものといふふうに考へておりますが、弁護士法、弁護士会等のいろいろな關係もございまして、まだその実現の運びにまでは至つておりません。

○竹尾委員 簡易裁判所の判事の場合にはどうでございましょうか。

○鈴木最高裁判所説明員 簡易裁判所の判事の中には、すでに判事を終えて、つまり年齢が六十五歳を過ぎたために判事をやめて簡易裁判所判事になつておる者がございまして、それからそのほ

かに、司法試験を通じておられるけれども、判事になるだけの十年の期間をまだ修業していないために、簡易裁判所の判事になつてゐる者がございます。これらはもちろん期限が十年来れば判事になれるわけでありませう。それからもう一つは陸海軍の法務官、これはもちろん司法試験を通じておりますけれども、法務官の年限が裁判官の資格に通過されない現在でありますから、やむを得ず簡易裁判所の判事になつてゐるというものが若干ございます。それ以外に裁判所に、たとえば少くとも二十年以上ぐらゐ動めておつた者の中から試験をやりました、それを簡易裁判所の判事に任命する。この者は、今まで申し上げた者と異なつて、年限が参つても現在の法律のもとにおいては、やはり弁護士になれない、そういうぐらゐになつております。それから最高裁判所としては、最後に申し上げたいわゆる特任の簡易裁判所の判事について少くともある年限簡易裁判所判事として勤務した者に対しては、立法的な措置によつて弁護士の資格を与えていただくようにしたいものだというふうなことを考えておられるわけですから、さういふ説明がありました通り、おもに在野の方のかなり強い反対のためにはばまれてゐるような関係になつております。

○竹尾委員 わかりました。

○森(三)委員 先ほど受田君からいろいろ質疑が行われましたが、私は結論的には大体受田君と同じ意見を持つておるのです。私はこれから裁判所、検察側に質問しようと思つたのです。先ほど菅野副長官から答弁がありました、もう一度菅野副長官に質問したいと思ふのです。ということは、私たちが検察官あるいは裁判官に会つていろいろ話しますと、同期に大学を出て、試験を同じに通つて、そして一方は検事になり一方は判事になつておる。おれらの方ではなぜがゆえに安い給料にさしてゐるのか、非常な矛盾じゃないかというのを、言われておる。しかも終戦後の国会において判事検事の代表がそれこそ陳情といひますが、デモじやありませんが陳情に参つて、差等を設けられては困るということをしつて言われておる。そのとき私も法務委員をやつておりました、が、応援にいとまがないほどやかましかつた。なるほど憲法によつて最高裁判所の長官は総理大臣と同額に規定されております。裁判官の報酬等に関する法律の一部改正案を見ると、最高裁判所の長官は十一万円になつておる。従つて総理大臣と同額に取扱われておる。このことはこれでよろしい。ところがだん／＼下を見て行くと、東京高等裁判所の長官の給料は八万二千円、東京高等検察庁の検事長の給料は七万八千円で差等がついておる。それから判事の一号俸は六万九千円、検事の一号俸は六万二千六百円、こういうように頭からずつと差等がついてゐる。さつき裁判所の人事局長の方から、検察官は、自分が一つの問題を解決しようと思つても、高等検察庁あるいは最高検察庁の方で、法務総裁に稟議することができるので、責任がそこで薄らぐじやないかというふうなお話がありました。担当検事がやつてゐる場合にはそういう機構になつてゐるけれども、しかしその担当した検事は、自分が調べた人間を起訴するかしない

かというところで、上からなられたたり干渉されるだけによけい神経を使つてゐる。かえつて裁判所は不羈独立で、自分の判断でもつて判決書を書けばよい。この意味から行けばどちらが苦勞してゐるかわからないです。しかも検察官は、もう下から詐欺、窃盗いろいろな事件をばい持つて来られて、東京の検察庁へ行つてもいなかへ行つても仕事が出ない。むしろ私は、自分の過去の二十年の長い弁護士生活を通して見ましても、どちらの人が仕事をやつてゐるかという、検察官の方がよけいやつてゐると思ひます。これは争われない事実です。最高裁判所長官と検事総長との差等はよろしいとしても判事、検事一号からの差等というものは私はやはり撤廃しなければいかぬと思ふ。この検察庁へ行つても裁判所へ行つても、その問題でもつて実にかましましのです。もう検察庁なんかへ行くと、どういうわけに国会ではおれわれだけを冷遇するのだ、自分と同じ大学を卒業して、同じに試験を通過して、同じ年数勤めてゐるということを口をすくして言つてゐる。それから最高裁判所の人事局長は、裁判所の不羈独立から言つてやはりおれたちの方が検察官より上の方にしておこうというふうな意識的な説明を加えておられたように思ふが、これはききよう始まつた問題ではない。もう五年も六年も前から問題であつて、何ば裁判所と検察庁が議論しても尽きない。これはやはり国会が自主的に解決をしてやるより方法がないと思ふ。で菅野官房副長官に對して、目下そうした問題も検討してゐると言われましたが、私はただいま

まの意見を述べて、政府におかれても今後こうしたものに差等を設けないようにすることが大事だと思ひます。で、それについてなお御答弁を願ひたいと思ひます。

○菅野政府委員 御質問の御趣旨、先ほどもお答え申した通りでございます。ともであるが政府も考へております。早速これに何と調整解決をいたしますように、政府といたしましては努力をいたしたいと思ひますが、国会関係におかれましては御協力をお願いしたいと思います。

○有田委員長 受田新吉君。

○受田委員 保安庁の職員給与法の一部改正を、きようゆつくり拝見をしたのであります。その拝見をしたところによると、第十一條の第一項及び第二項の改正の項に、但書のところで、「但し、政令で定めるところにより、期間を分けないで、月一回にその金額を支給することができる。」とありまして、次長、官房長及び事務官等の俸給は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの期間について、半分ずつやする場合の例外として、政令の定めるところによつて期間をわけなさいと書いてある。ところが一般職の職員の給与に関する法律の中には、それが十六日以後人事院規則の定めるところによつて支給するところなのです。ここに同じ政府の職員でありながら、保安庁の職員は政令で一ぺんに、十五日以前でも支給されるのに、一般職の方は十六日以後に人事院規則で支給される、こういう大きな差等がついておるのか。保安庁の方と、それから政府

の責任者の方に御答弁をいただきたいのであります。

○加藤政府委員 お答えを申し上げますが、第十一條の改正は、今まで保安庁の職員のうちで、事務官、技官というふうな方で、部隊に勤務しておられる方があるものであります。その方々に対しては、今までは第十一條の第二項の方の俸給の支給の方式をとつておつたのであります。それを今回改めまして、他の一般職の職員と同じように、月の一日から十五日まで、月の十六日から末日までの二回払いにすることを原則とするところで、改正の主眼があるのでございます。この但書につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の方で、第九條でございまして、これと同じような趣旨のことが書いてございまして、その方におきましては、人事院規則で定めるところによりまして、人事院の承認を受けた場合において、月一回その金額を支給することができるということになつておるのであります。私の方は特別職でございまして、直接人事院規則で規制せられるというのではないのでありますけれども、実質的には一般職の職員と、こゝろに点につきましては同じような扱いをしたいと考えておるのであります。人事院規則の方がきまりました場合におきまして、その内容と見合ひまして、実質的に同じような扱いに持つて行くようにしたい、かゝうに考へておるわけでありませう。

○菅野政府委員 御質問の御趣旨は、一般職の方は、一回に払う場合に、十六日以後の人事院の定める日というふうになつておるが、保安庁の方は政令で定めるところによつて、いつでもい

いように法律的にはなつておるではないか、その違いはどういう理由かという御質問にやないかと考えるのでございます。ただいま人事局長からお答えもありましたが、法律的には保安庁の方は別に制限がないのでございまして、政令を定める場合におきましては、これは一般職でそういう例外をつくり出す場合に、人事院と相談して、人事院の承認を受けてやるわけでございますが、それとまつた同じことを政令できめたい、こういうふうにも何か特に上旬にやれるように故意につくつてあるのじやないかという御疑問が起るかもしれませんが、そういう考えは全然ないのでございまして、あくまで政令でもつて一般職と調和をとりたい、かように考えておる次第であります。

○受田委員 この条文の上から見て、政令と人事院規則というものは、これはいづれも法律に準ずる重大な国家の意思になつて来るわけなんです、これは国会が政令に委任して人事院規則にまかせてしまつたら、人事院がどういう規則を出しても、政府がどういう政令を出しても、それに対してはこれは法律的にも有効なものでありますから、少くとも政令で定めることになる以上は、期間をわけないで月一回全額支給できるという保安庁職員の給与法の改正案と一般職の方の改正案の「その月の十六日以後の日のうち人事院規則で定める日」と書いてあるのと比較するときに、これは同じわけにかけられないわけなんです。だから但し十六日以後の日のうち政令で定めるところにより、とこうやるならば、こ

れは二つが対等の立場でよいと思ひますが、一方は日をきめないでいつでも出せるような政令であつて、これは政府が都合をやるにしても、法律の文章の上からは大きな差違がつけてあるのです。これをこのままでも今の官房長官のお説のような形で容認するということになる、つまり同じ政府の意思から出た一般職の方は、十六日以後人事院規則にまかせ、一方はいつでも出せるような政令にしておくということになる。これは十六日以後という人事院と同じような態度をとられるならば、はつきり十六日以後に政令で定めるところとやればよいのであつて、この二つが出発が違つておるということに、非常に矛盾があると思うのであります。これに対して御答弁をいただきたいのであります。

○菅野政府委員 御質問まことにごもつともでございます。多少の理由になつておると思ひます。人事院規則の方は人事院限りでございまして、これは法律に準ずるものでございまして、これは法律的にそういう制限を与えておいた方がよいということも言われるのでございまして、政令になりますと、保安庁あるいは一省の自由にならぬのでございまして、必ずこれは閣議を経ましてきめなければならぬことになりまして、その辺多少人事院規則よりか、むずかしくなつて参るわけでございます。しかもこの点につきまして政府といたしましては、一般職の職員と同じ取扱にしようということ、これは方針としてきまつておるところでございます。決して上半期に支給しようという考えは、毛頭ないこととははつきり申し上げられます。しかしながら法律上は確かにその点が欠け

ておるといふことは御質問の通りでございます。

○受田委員 法律上欠けたものを認める法律というところは許されないことであつて、われ／＼としても政府がそういうことがわかつておつても、なおかつ十六日以後というものと、それから特にそれをきめないものと、二つの線を出されるということ、非常にわれわれとしては矛盾があり納得ができません。私には保安庁の職員を武官と考へていないのだし、一般の国家の公務に従事する同じ立場であるということ考へておるのであつて、決して軍隊ではないという前提のもとでありますから、保安庁の職員を優遇し、一方を軽視する、——人事院規則の方は、いつ人事院がどんなことをかつてに三人の人事官できめて出すかもしれぬ、こちらの方は閣議で全部の大員が話し合ひをするのだから、そつちがそこにあつたようでありまして、そうすると、人事院規則ということになるわけである。明らかに政府はかねてから人事院規則の傾向があるということ、——今日もここで、人事院規則は軽く出る、政令は非常に重いものと、ここに差をつけて示されたわけでありまして、人事院規則というものは政令といふのも、その重みにおいては同等に考へていふと思ひます。人事院規則は軽いもの、三人の話で済む、閣議は十数名の閣僚でやるのだから、重大な重みがある、こうなると、われ／＼法律で委任していたところは、人事院規則も政令も比重を同じように考へていふのであり、また一般職の職員の方は、軽い人

事院規則にまかされておる、保安庁の職員は重い政令にまかされておるといふことになつたら、一般職の職員と保安庁の職員とに軽重がつけられてゐるのであつて、国家の大部分を占める一般職の職員は軽い人事院規則で押えておき、少数の保安庁の職員は重い政令で規定する、ということに、まことに私は危惧を抱くものであります。これについて答弁をいただきたいのであります。

○菅野政府委員 先ほど私がお答え申し上げましたことは、決して人事院規則を軽く見るという意味ではないのでございまして。保安庁の職員に対しては、御承知の通り人事院の規則が適用になります。政令で、やむを得ず政令できめるのでございまして、最初にお答え申し上げました通り、あまり深い理由にはならないかもしれませんが、制定の手続の上におきましては、相当慎重にか、あるいはその価値の軽重といふものを考へていふつもりは全然ございません。およそ公務員のことに関する人事院の規則は、政令と同じであるといふふうに考へておる次第でござい

ます。

○受田委員 法律を作る技術の上で、これを十六日以後政令で定めるところによる、とやつてはくどいと思ひます。

○菅野政府委員 これは、はつきりするためにそれを入れることは、よりよいことであると政府も考へております。

○受田委員 しかしこれは、政府の要望の線、こちらの方で修正案として国会へ出された場合には、政府了承されますか。

○菅野政府委員 もちろん了承いたします。

○受田委員 保安庁の職員の勤務は、非常に特殊な任務を持つてゐる場合があると思ひます。それは特に国家の治安の確保のために、人命の保護のためにその出動を命ぜられるということ、が、保安隊の基本的な性格になつておるのであります。そういう場合にどういう手当を出すのか、これは国警とかあるいは海上保安庁の職員とか、あるいは監獄の職員とかいつたような特殊任務を持ち、生命の危険にさらされる率の多い職務の人たちとも考へ合はせなければならぬのでありまして、こういう立場の人たちに対する感覚のほかに、さらに今のような特殊任務を持つた出動という場合に、——これは国外に出動ではありません。国内に出動という規定がある以上は、それに対する手当といふものは、どういふふうにか考へておられるのでありましか。

○加藤政府委員 保安庁の職務が、ただいま御指摘になつたような、非常な場合においてその任務を尽すのが、本来の使命であると思ひます。その場合の正当の規程の規定は保安庁法で行くことは御承知の通りでございます。出動の場合について特別な措置をするかどうかといふことにつきましては、いろいろと研究をしなければならぬ問題も実はあるものでござい

いは、別に法律で定める」ということを規定してあるのでございます。保安庁法第六十一条第一項と申しますのは、内閣総理大臣の命令によつて出動する場合であります。第六十四条第二項と申しますのは、府県知事などの要請に基きまして、内閣総理大臣が必要と認めて出動させる場合でございます。しかしながらこれらの事柄は、恩給の問題、退職手当の問題、国家公務員全体の災害補償の問題等とも関連をいたしまして、いろいろ研究しなければならぬ事項もありませんので、当時保安庁職員給与法を立案制定いたしました場合においては、別に法律で定めるという趣旨だけをうたいまして、具体的なことはまだ決定するに至つていないという状況でございます。

○受田委員 すでに保安隊の前身である警察予備隊が、昨年のルース台風その他において出動しておる事例は幾つもあるわけですが、そういう場合の給与は何を基準にされているのか、これから今定められようとする基準も、そういうものを参考にしておるのか、これもお伺いして、今そうした特殊任務を持つて出動される場合における特別の給与についての大体の構想というふうなものがあるのではないかと。そういう場合でなければ、その日が来なければできないというのでなくて、すでに昨年あたり出動しておるのでありますから、その事例に基いた——その事例を極度に変更するわけには行かないでしよから、過去の事例に基く特別給与というものをお伺いしたいのであります。

○加藤政府委員 ただいま警察予備隊の当時におきまして、予備隊の出動があつたというふうなお話があつたのでありますが、あれは主として鳥取の火災でありまして、また災害の起りました場合におきまして、救援のために実施したものでございまして、土木工事その他の救援のために出て行つておるのでございまして、この保安庁職員給与法の第三十条に書いてあります保安庁法第六十一条の総理大臣の命令による出動の場合でありますとか、第六十四条第二項の規定による府県知事の要請に基く出動というふうな場合につきましては、いまだこれに準じたようには例は、警察予備隊の当時においてもなかつたのでございまして、この災害のために出ました場合の給与につきましては、特別なものを考へようというところはただいまのところ考へておりません。

○受田委員 この保安官あるいは警備官の俸給が日額になつておる理由はどこにありますか。

○加藤政府委員 これは昭和二十五年に警察予備隊が創設せられましたときに、最初給与の体系につきまして、いろいろと研究したのでございまして、その当時部隊の移動と申しますか、教育訓練等のために部隊の移動を、これは保安隊そのものの性格から申しましても、相当あるものではなからうか。それに会計の職員等も急に慣れた職員をたくさん採用するというわけにも参りなかつたのでありまして、給与の計算が非常に複雑になる、間違ひのないことを期さなければならぬというふうなことが主たる理由でありまして、日額にいたしましてあと払い、一箇月分の給与をその給与期間の満了後において精算をして払う。概算払いのようなことをいたしませんで、精算をして払うというところにしたのでございまして。

○受田委員 これはちよつと理由があまりないと思ふのですが、この保安官、警備官というものは、一般の事務官と比べてやはり常時勤務しておるものであつて、日々雇用の人たちとは違ふのであつて、しかも日額で日曜は払わないというのではなくて、ずっと月を通じて払つておるわけなんですか。その月給と同じ性格で、しかもその支払の技術の問題なども今は解消しておくと私は思ふのですが、こうした別の表をつくるという複雑化を避けて、これが一般の国家公務員の職務との比率の上から見ても一等保安正はどこへ当るか、二等保安正はどこへ当るかというところをはつきりする必要があるし、事実もう一等、二等保安正以上の上級の職員は、一般の公務員の中の課長以上の職務をつとめる人と同じところへ行くのですから、そういう意味からこれを月額に直すというときが来ているのじやないでしょうか。この点一般に比較して何かここに特殊の任務を持つたような感じを与えて、それだけでなく国民の疑惑を受けるときに、一等保安正あるいはそれ以上の人は、各省の各局長以上のところに当るのだというので、通し号俸のどこに当るといふことをはつきりさせておく必要がないのでしょうか。

○加藤政府委員 保安官、警備官につきましても、一般職の職員との均衡をとるといふことは当然考へておるのでございまして、この俸給表の算定の際には、一等保安正の俸給は一般職の十二級一号に相当するところから始める。あるいは保安監の方は十五級の一号に相当するところから始めるというふうに、実質的には均衡を考へております。ただ先ほどもちよつと触れて申し上げましたが、部隊の移動が相当にある。勤務地がかわることが相当多いというふうなことで、給与の計算もなるべく単純化して、間違ひのないようにいたしたいというふうなことから考へまして、ただいまのところは俸給の計算にあたりまして勤務地手当、超勤手当というふうなものを別に払わなさい。込めて払う。それから恩給のごときでありますとか——これはちよつと例が違ふのでありますが、共済組合の掛金に相当するものを控除して、しかし共済組合の掛金に当るものを控除するということにつきましては、保安隊、警備隊につきましては、その部隊におきましてある程度の医療機関を持つておりますので、国自体が医療を行うようにするというふうな事情もございまして、共済組合の運営上医療費の負担に相当する分は俸給から差引きまして、国の方でその医療を見るときにふうなことからいたしまして、特別な計算方式をとりまして算定をしておるような次第でございまして、一般職との均衡をはつきりするという点から申し上げますと、お説のようなことになつてございまして、今言いましたような給与の計算を単純化したというふうなことから考へまして、ただいまのような計算の方法をとつておるような次第でございまして。

○受田委員 給与の体系としては月給制を納得していただいておりますと思ひます。それで今までの保安官、警備官は、一般の公務員の中から転出して行つた制服でない幹部、一等保安正、二等保安正、保安監あたりもみなそれですが、そういう人が多数おると思うのです。そうして元軍人の中から中佐クラスを採用して、こういうところへ持つて来たのが相当おる。そうするとこの一般から制服になつて行つた人たちが、また一般へ返つて行くというふうな場合に、日額から月額、月額から日額、こうなるとこれまた非常に混乱を来すのでありますが、もうこうした俸給体系というものを全体を通じて国民が納得するような線にしておく方が、政府としてはこれは非常に国民に親切だと思ふのです。転出する場合、移動する場合というものを考へて行くといつても、その月の月給は同じことなんですから、階級においては同じなんだから、月額を日額にかえる必要がない。それからこの間も菅野さんが政府を代表して、一般人から一等保安正とか、二等保安正とか、制服にかつた人は、またいつでも一般に返れるのだから、別に制服になつたからほかの方にかつたことができないというふうなことはないので、いつでも必要なところへ保安官からかわつて行けるのだ、こういう御答弁があつたわけですが、そうすると今そうした保安隊の幹部をしておつた人が、またほかの政府職員にかつて行くという場合に、もう一ぺん制服になつたから出られないのだ、それからこのときの給料は日額から月額にかわるような非常に複雑な事情もあるから、技術的にもなかなかむずかしいのだということになると、もうこれは完全に保安隊というものは一般とはわく外に出たことになるのであり

ますが、こういう点についてできるだけわれ／＼は保安隊が現状において国民から離れない、特殊の任務は持つておるが、しかし一般の文民であるという意味から、これを見て行きたい。こゝういふ観点からも俸給の問題、それから人事の交流の問題、こゝういふ問題についてひとつ一般の公務員と同じ系列にこれを持つて行つてもらいたい。この点についての御意見を伺いたいのであります。

○加藤政府委員 人事の点でございすが、これは先般菅野副官長官からもお話になつたこととございします。が、大体同様に私も扱つておるのでもございします。現に警察予備隊当時他の省から参られました方で、また他の省にお返りになつた方も相当ございします。その後他の省から入つておられる方も相当あるのでもございまして、ただ任務は違ひますけれども、一般と同様の存在であるというふうな、人事の上では区別しておらないのであります。俸給の点についてのお話でございしますが、これは先ほどから申し上げております通り、各階級ごとの俸給につきまして、一般職の俸給の方と対応する号俸給というものは私も持つておるのであります。でありますから、保安隊、警察予備隊から他官庁にかえられまして、その方の俸給の算定決定につきましては、さほど困難があるというふうには感じておらないのでございまして、この給与体系全般につきましての御意見は、私もただいまのところでは、これは先ほど来申し上げましたと同じで、日額の特別の俸給をきめておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 この一般職の職員の給与法の中には、第二十五条に罰則があるのです。ところがほかの関係の給与法には罰則がないのであります。これは政府として一般職の職員の給与法には、支払いを違反してやつたとか、あるいは支払いを拒んだとか、あるいは故意にそれを容認したとかいふ場合に、一年以下の懲役や三万円以下の罰金に処するが、保安庁職員の給与でそれを行使過ぎて扱つたとか、それを知らぬ顔をしてねこばをしたらとかいふときの罰則がない。こゝういふ給与法の罰則がただ一般職にだけある理由はどこにあるのでしょうか。第二十五条の罰則規定が他にないということですが、一般職だけが嚴重に処分を受けて、ほかの者は処分を受けないという、何か附則にさういふことが書いてあればいいですけれども、それもないのですから……

○菅野政府委員 法制局の方からお答え申し上げるべきであります。私の聞いております範囲内におきましては、これは特別な理由はないようでありまして、もと／＼この一般職の職員の給与に関する法律は、占領期間中にできた法律でございまして、その当時は一々法律を出すのにアプルーヴがつたのであります。これを司令部の方としてはどうしても入れて、その給与の支払いを確保するようにという意見でこれをつけ加えられたのでございしますが、特に他の法律にないという積極的な理由は、今私何一つおぼしめません。

○浅井政府委員 私からちよつとつけ加えますが、一般職の職員の給与法に罰則がついておられますのは、国家公務員法それ自体において支払いの適正を確保するために若干の罰則を設けておる、それから出て来ておるものだと思はれるのでございまして、今官房副官長官から申し上げましたような事情で、国家公務員法自体と関係があるからできておる。保安庁の職員に対する給与法はその後でできたものであるものであります。ちよつと副官長の答弁を補足します。

○受田委員 これは占領が継続してゐるとすればこゝういふことがなくて、やはりこの保安庁職員給与法にも罰則を書いたであらうということに、理論を推し進めるとなると思ふのですが、この罰則をつけないければならぬということとは、これは国家公務員法にその根拠があるということですか、またこの給与法に罰則に別になくても、国家公務員法の方に罰則があるから、法の技術的な立場からは、この根本法がさういふことになつておれば、これで適用になるとおしやるのでありましようか。

○浅井政府委員 これは国家公務員法の支払いに関する罰則と、それから一般職の職員の給与に関する法律の罰則の罰則、これはちよつと交わるものがある形でもありまして、大部分は重複するが離れておる部分もあります。何となれば、罰則の規定は厳正に適用いたします関係上、どうしても隔たりができて来る、こゝういふ意味でございします。こゝういふふうな問題に關しまして、刑事罰たる刑罰を科することがいかに悪いかということとは根本的な問題でございします。明治憲法のもとにおきましては、こゝういふ事犯に対しては、おそらく行政罰にとどまつていたのじやなからうかと思つております。

○受田委員 給与に關しての事案というものは、事実上ほとんどこれを罰したことがないといふような總裁のお話もあつたのですが、単にこゝへこゝういふものを並べて伝家の宝刀をちよつと置いておく、重みをつけるという意味のものではないかと私は思ふ。さういふものなら別にこゝういふものを設けなくてもいいことだし、また設ける以上はほかの法律にみな設けるべきであつて、一般職の職員の方には設けるが、保安庁の方は国家公務員の制約を受けぬからやらなくてもいいんだ、こゝういふことになると、同じ政府の意図で出された給与法が、保安庁の方について、ねこばをきめても故意に容認して故意に容認したといふことは、犯罪をやつたことを認めたといふことで従犯といふことになりまして、今度の刑法ではさういふことをやつても罰しないようになるのかどうか知らないが、しかしこゝういふ一般職の方は一年以下の懲役、三万円以下の罰金といふような相当な嚴罰が科される。これは非常に不公平じやないでしょうか、保安庁の職員は給与に關しては、一方はきびしくなる。ただ保安庁の方は刑法の横領とか、あるいはそのほかの罰則によつて処罰されるということが言えるかもしれないが、さうなれば給与体系を形づくる一連の給与法を一括して罰則をつくる、または取除くならば、国家公務員法の規定により、または刑法の横領の罪、詐欺の罪といふことで十分処分すればいいのだから、これらは別に置かぬでもいいじやないかといふことになるのですが、これはいかがでしょうか。

○浅井政府委員 この前私が、過去に

おいて一回もこの適用を受けたことがないと申しましたのは、ただこれまでなかつたといふ問題を申し上げたのであつて、これが将来来るかいらないかは別の問題だらうと思つております。あまりにこれがひんびんとしてゐるといふふうな状態になつたら、私はもうおしまいだらうと思つております。官庁の規律があります以上は、こゝういふことはきわめてまれに起つてしかるべきであつて、こゝういふ規定がひんびんとして適用された事例がないとお答え申し上げることに、おほめの御言葉をいただいてもいいじやないかと思つておりますが、さればといつて、こゝういふ規定を全然なくしてしまつて、やるべき給与をやらぬでもいいんだといふ事態が起りましたときに、やはり公務員を保護する立場から見まして、これは置いておく方が今のところいいだらうと思つております。ただこゝういふあつて保安庁の職員の方にはないという点、これは私の所管外でございしますから、これは内閣の方からお答え申し上げた方がいいかと思ひます。

○菅野政府委員 御質問の点、まことにこゝういふことであると思つております。実はこの法律ばかりではないのであります。占領期間中から独立後にいゝる法律がございまして、それを横の連絡で見ますと、ずいぶんこゝういふような例があるのでございします。政府も一日も早くこゝういふ不統一、不合理な点を直したいつもりで、目下法制局を中心としたしまして、法令整備の研究をいたしておるのでございします。これなんかも一例でございします。あたかも保安庁の方では給料の支払いにルーズになつてもいいかのごとき誤解を招い

たことにつきましては、まことに遺憾でございます。この点につきましては、なお至急検討いたしまして、御趣旨に沿うようにいたしたいと考えております。

○受田委員 この人事委員会には一般職の職員の方しか出ない、保安庁の方は内閣委員会に出ておる、裁判所関係は法務委員会に出ておる、こういうふうな法律案がばらばらに出されておる。この委員会は広く政府関係の職員を対象にしておるのでありますから、政府がそれらに対して統一あるものを持つておるかどうかを確かめるべく、各委員会に出ておる給与関係の法律を全部持つて来て調べたのです。もしこれが内閣委員会で審議されれば、もつともだということでも片づく、人事委員会でももつともだということでも片づく、こういうふうになります。一方には罰則があり、一方にはない。一方は占領下からの継続の法律であるから、二十五条削除という提案をすればいいのです。こういうふうなところは政府としてよく考えてやつていただくかないと、不用意の間に国自身が誤りを犯すことになる。また政府の關係機關において支払いが遅延する、月給を払わぬというような場合は、この法律の規定に違反して給与の支払いを拒んだということになるのですから、そういうような場合政府自身たが責任を負うことになるのかというところをここで確かめておきたいし、また淺井総裁のお話した中に、容認を広く解釈するときにないから、故意にやつた容認だけを罰するというお話があつたのですが、容認ということになると犯罪を黙認したということになるのであ

りますから、結局犯罪を助けた形で従犯的な性格を持つことになる。そういうものが一年以下の懲役、三万円以下の罰金ということになる。しかしその反対に、法律の規定に違反して給与を支払つた場合または支払いを拒んだ場合に、故意でなく過失であつても、この法の条文で罰せられるということになるのであります。これは提出者が政府でありますから、政府の方の御答弁をいただきたいし、また淺井人事院総裁は全般的に国家公務員の動きを監視なさる責任者でありますから、その責任者の立場としておいていただきたいわけですが、特に初めの方に故意がなくて、単に違反だけで、誤つて給料を支払つておる場合に罰するの、これはどうもはつきりしない点がある。この点で、故意という作爲的なもの、そういうことをしない不作爲的なもの、合せてどういう立場で、この条文が書かれたかを御説明いただきたいと思ひます。

○淺井政府委員 昨日お答え申し上げたことを繰返すのでございますが、一体こういう刑を定めた規定の解釈につきましては、すべて刑法総則の規定が適用される。これは刑法第八條によつて明らかでございます。すなわち同條によりまして、本法ノ総則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス、という大原則が規定されております。それから、ただいまお尋ねの点は刑法総則の規定にかんがみまして、この中に故意のみを含むか、あるいは故意のみならず過失をも含むかというところになります。ところが刑法総則の中にあります刑法第三十八條の一項に「罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス」

但し過失を罰する場合はそれ／＼その本条に明記することを必要とする」という旨の規定がございます。これは刑法総則の規定の一部でございます。従つて、この場合にも当てはまる。従つてこれは犯意のある行為を罰するということは、これは刑罰規定解釈の原則だと思つております。そこで本条におきましても、まず故意だけを罰するのだというのであります。そこで受田さんの御苦心は容認というところに故意があり、ほかのところに故意がないという、逆の方から御解釈になつて、過失が含まれておるのだらうと仰せられるのであります。この容認というところは、これは自分の犯罪行為ではなく、他人の犯罪行為を認めないというところにあると思ひます。いわゆる不作爲犯といふ一つの特殊のものなのでございます。でありますから、その容認といふことを明確にいたします。ために、特に故意といふことをここに説明的に加えて明確にしておる、こういうふうに私は解釈をこれまでいたしておる次第でございます。

○受田委員 この罰則の適用を受けたものが一人もないという御答弁でありましたので、私は起訴されたものとかがあるいは不起訴処分、起訴猶予という事例はないかといふことをきのう人事院にお調べ願つておきました。が、まだできておらないようであります。が、そういう事例がどこにあるかを見て、事実この罰則の該当者として取上げられたことはないか、そういうところはどういう事例からあつておるかといふところを見て、政府の支払いの際における今後の反省の種にもすべきではないかと思つたのですが、今資料がないので、これでおきま

○竹尾委員 関連というよりはちよつと広いのでございますが、先ほどの私のお尋ね申し上げた件についての続きのようなものですけれども、政府当局にお尋ねしたいと思ひます。先ほど裁判所及び検察当局の方の御答へによりまして、副検事または簡易裁判所の判事で長く勤められた相当の方に条件を付してと申しませうか、弁護士資格を与えるようにしたい、こういうふうなお話でございましたが、これは相当前から深刻な問題になつておりました。現在副検事あるいは簡易裁判所の判事を勤められておる人は、非常にそれを希望しておるようでございます。しかるに先刻の御答へにも在野の法曹団等々から非常な反対もあるから、なかなかうまく行かぬというふうなお話でございましたが、これはあつた人たちの将来を考えてみまして、また現在のあの人たちの法律知識からいたしまして、当然ある条件のもとに弁護士資格は与えるべきが当然だと私は思つております。けれども、その点につきましては法務関係だけではこれはきまるものではないのであります。政府の方でどういふ考えを持つておられるかひとつお答えを願ひたい。

○菅野政府委員 先ほど法務省の人事課長からお答え申し上げましたことは、すなわち政府の考えでございます。言いかえますれば検事の中に二つの種類の検事が存在するといふことは、今後の檢察事務をやつて行く上において非常に不合理である。従ひまして、これはいろいろ試験等を受け

て検事になりましたものにつきましては、同じ資格を持つて一方が弁護士になれるならば、他方もまた同様になれるといふふうにしたいといふ考えと、同時にその意思を持つております。従ひまして弁護士会の方ともよく相談いたしまして、一日も早く今の御質疑の趣旨に添うように政府も今後努力をいたしたいと考えております。

○竹尾委員 それは簡易裁判所の判事の場合も同様でございますか。

○菅野政府委員 同様でございます。

○竹尾委員 それは今後とも努力を続けられるというお話であります。大体実現される時期をここでお尋ねするのにはございせんが、近き将来に実現されるような可能性がございませうか。

○菅野政府委員 先ほど法務省からお答え申し上げた通り、この問題は無理にそういう法律を国会に提案いたしまして、いろいろ波瀾を起すのもいゝかと思ひまして、でき得れば在野の法曹団とも話をまとめて、あるいはある程度の見解の相違くらゐにまでござつてから、国会の法律に提案いたしたいと考えております。従ひまして相手のあることでございますから、今こゝでいつごろということは申し上げかねるのでございますが、政府の気持をいたしましては、できるだけ早く話を付けて法律の改正に進みたい、かように考えている次第でございます。

○受田委員 佐藤さんがおいでた機会に、法制意見長官もしていた関係もあるし、また国家公務員法の制定当時の政府委員としても淺井さんとともに御努力なさつた方でありまして、この一連の公務員の給与に關しての体系的

な質問をしたいと思ひます。今この給与に関する法律には、一般職の職員及び特別職の職員は、裁判官、検察官、保安庁、最高裁判所、外交官という関係の給与法のほかに、国会議員の歳費等に関する法律があります。ところがただ一つここに国会職員だけには国会職員給与規程というものでこれを認めているのですが、これは立法院の立場から見ると、非常に変則であると思ふのでありますが、給与に関するものはこれは重大な事項でありますので、これを法律に全部すべきものでないかと思ふのでありますが、御意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 たいだいのお尋ねは、国会職員についてこれが給与規程で定められていることを御指摘になつたと拝承いたしますが、これは受田委員のお考えになつてゐるものと実は考へは同感でございます。できるならば法律で定めた方がよくはないかという議論が十分成り立ち得ることと思つておりますが、ただこれは御承知の通り国会職員法は国会で自主的にといひますか、国会で御立案になつた法制度でございますから、われ／＼として実はそれがいいとか悪いとかいうような非難がましいことは差控へたいに存するわけであります。

○受田委員 これは法制局長官としては、法が適正に行われることが必要なんですし、また立法事項を誤つてもならないのでありますから、正しい意味の御意見として、この国会職員の場合、これが規程で取上げられてゐることは、これは不都合であるという御解釈をいただいて、私もたいへん胸がすつとしたのです。その点あわせて御

質問をしたいのですが、特別職の任にある者の俸給、これが非常に優遇されてゐるのであります。その中で職務内容と俸給とのつり合ひがはつきりしないような場合もある。それからちやうどこれが他の省の、たとえば国会職員の場合と、それから特別職の職員の場合との対等の立場にあるような職務の比較をした場合にふつり合ひな点がある、こういうようなところを二、三感じておるのです。この点国会法の国会職員の規程の中に特別給があつてゐるのですが、その中に、事務局の局長がある。この事務局の局長は役員となつておるわけですが、この事務局の局長、それから各議院法制局の法制局長、こういうものは特に高額の給与を受けてゐる。また各議院事務局の常任委員会の専門員、これはこのほかの関係各省の特別職と比較して受当であるかどうか、国会の内部における職員ではありまするが、これに對しての比較検討をした結果、国会として独特の存在ではあるが、特別職として取上げてなすべきほどのものではないと思ひまして、一言御意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 これも純粹の法律論ではございせんから、私の口から申し上げるのはいかにかと存じますけれども、今御指摘のようなことの根本は、新しい国会ができたときから大体そういう建前でできて来て、今日に及んでおるうちに私記憶いたしてあります。それについて、この俸給の多い少いをどういう標準で定めるかということについては、これは申すまでもなく数学的にどうという割り切つた答えが出るはずがございせんですが、大体職務の責任の程度の問題、それから

忙しいか、ひまかというような点も、もちろん考慮されたいと思ひますけれども、そういう観点をあらゆる立場から総合いたしまして、このような制度になつておると思ひます。従ひましてこの際それを改めなければならぬというまた積極的理由はたしてあるかどうか、はなはだあいまいなお答えで申訳ございせんけれども、まあ私としてはそういう氣持を持つておるわけでありませう。

○受田委員 秘書官という特別職がありますが、この秘書官という特別職にやはり階等が附せられてゐるのです。この最高の待遇が四万幾らでしたか、あれは十四級職に當る給与をもらつてゐるのが最高給であります。最低が一萬幾らでしたか、この階等が八階等にわかれておる。これは何を基準にしてこつてゐる秘書官の俸給を定めたか、これはやはり人事院の担当でないの、政府の立場から法制局長官として、秘書官に差等を付けたということ、ちやうどその該當者がほかの職務のどこに當るといふのはどういふ理由から生まれたものであるかという点を、御説明いたしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 大体のプリンシプルを申し上げますと、御承知の通りこの秘書官というものは、その所屬しておる、たとえば大臣なら大臣といふものと形影相伴うと申しますか、しよつちやうかばんを持つて一緒に歩いておられるというようなことで、任用関係から申しましても、普通の役人とは違つて自由任用と申しますか、これは昔からそうでありませうけれども、その大臣なら大臣が自分の最も信頼し得ると思ふ人を、自由に任用し得るやうに

という建前で、秘書官制度というものがそこに築かれておると思ひます。従ひまして秘書官として採用せられる人の幅はそこに非常に広い幅を持つておるわけでありませう。そういう点から任用の方も比較的寛大な方法で、最も信頼し得る人を自由にとり得るやうにということになつております関係から、その俸給の裏づけもむしろその方へ歩調を合して、上下の幅を非常に広くとつてあるというふうな、大体の原則は昔からさうに來ておるやうに私どもは思つております。

○受田委員 秘書官の最高給を十五級の官吏の最高のところに置かなかつた理由は、どこにあるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 十五級と申しますと、これは今までは大体次官級と考へるわけでございますが、秘書官の責任と申しますか、その方から言ひまして、これはそこまでする必要はないだらうという考へ方が、またここに出て來得るものじやないかというふうにして思つております。

○受田委員 ちやうど国会の庶務部長も來られましたが、議員の秘書といふものの性格にも関連するのですが、議員の秘書は、今度秘書官とのつり合ひからベイス・アップをしておられるやうであります。あの一萬九千二百円という基準はどこから生れたものでありますか。

○山崎參事 秘書官の俸給でございませうが、ただいまお話がありましたやうに、秘書官の方も関連いたしますし、その比較からも見ましたし、それから最初の公務員のベイスと同じときの議員秘書の月給との差額という倍率もとつて、その比較検討からも考究い

たしましたし、途中におきまして、両院の庶務小委員が研究いたしました結果、さらに上げなければいけないという点から、途中で訂正もいたしました。現行の一萬五千元になりましたが、今度はそれに大体同率倍率をかけた一萬九千二百円よろしからう、こういうことに大体議院運営委員會の庶務小委員會では御説明して、御承認をいただいたやうなわけでありませう。

○受田委員 国会職員の場合、ほかの官庁の職員より特別待遇を受けるという点も、これは非常に考慮しなければならぬ問題だし、みんなバランスをとつて行かなければならぬ問題なんでありまして、その点におきまして、国会職員の給与なども、ほかのものがみな法律で定めてゐるのですから、これも規程でなくて、ちやんと法律にして足をそろえるというやうな、事務局としては用意をされておられません。これは今までは院内の問題であるからというやうなことで話合ひをして行くといふことは、それはそれで済まぬことではないことではあるが、ちやんと筋を通すという意味で、まだ国会職員の給与規程を出しておられませんか。一兩日のうちに出来る用意があるやうに伺つたのであります。その際法律としてお出しになる用意はないか、事務局の御意見を伺いたしたいと思います。

○山崎參事 国会職員法の二十五条によりまして、国会職員の給料等につきましては「両議院の議長が、両議院の議院運営委員會の合同審査会に諮つてこれを定める」というやうにはつきり手續をきめておられまして、それによつて皆さん御異議なく御承認を得ておりま

すので、ただいまのところ従来と同じ方法で行った方が、実情に合うだろうというふうに考えております。

○受田委員 それから事務総長の俸給の基準は、これは國務大臣と代議士の中間の辺にあるようですが、この基準はどこから出たものでありますか。特別職としての役員の俸給基準は、國務大臣と同等でもないし、また国会議員とも違つて、その中間辺に原案では置かれておるようでありまして、また今でもそういうふうになつておるようですが、この理由はどこにあるのですか。

○山崎参事 事務総長の俸給のごときでございますが、これは最初に事務総長の俸給をきめるときに、事務総長は国会法によります国会の役員という点も考えまして、大體議員より少し上のところで、従来の慣例等によりまして、内部で十分御審議の上、御決定願つたわけでありまして、その最初の基準を元にいたしまして、ベイス・アップのたびに、それと同じような方法で上つております。一時国会職員全般が一級職になつたときに、政府から提出されます法律によつて、ベイス・アップが実施されまして、特別職に関する法律の中に、特別職の職員の給与に関する法律がありまして、あの中に規定があつたのでありますけれども、今年一月一日から国会職員全般が特別職になりましたので、やはり国会職員法によるものの規程によりまして、図書館長、事務総長、法制局長の俸給は、従来と同じような基準で規定されておるわけでありまして。

京高等裁判所の長官、こういうようなものと、ずつと各公務員の横のバランスというものを主として考えたいと思つております。それできようお伺ひしたわけですが、今のところ事務局の総長の給料は、裁判官でいうならば、東京高等裁判所の長官に当るわけになるのではないかと存じます。こうした特別職の給与が、それらの職務の困難の度に応じてなされるというのなら、それで納得できるのですけれども、何か思ひつきで、適当なところへはめて行くというふうな傾向があるのではないかと。運営委員会などいろいろ意見が聞かされて、この辺にはめたらよからうというふうな、便宜的な出発であつたのではないかと。こうなると私は、給与体系を形成する上に、たいへん遺憾なことだと思ひます。秘書も、この辺だつたらいいだろう、運営委員会ではさきさき願ひから、この辺でよからうといつたようなききお話がありました。これは根拠としては薄弱で、少くともこのくらいものにするべきだといふ筋を通して、給与体系をつくるべきだと思つております。この点運営委員会の声とか、初めの出発したときの意見で、ついでこへ来たというふうな御答弁に、私はちよつと不満を感じたわけですが、これがお手盛りだといふ批判を受けるおそれ、そこから出て来ると思ふので、この点筋の通つた、納得のできる給与であらうと思つております。

○山崎参事 事務総長の俸給につきましても、図書館長が本體、図書館法によりまして、國務大臣と同額の俸給を受けるということになつておりますし、職務の重要性等を勘案いたしましたわけで、十分研究の上決定いたしましたわけでありまして、議員諸氏の秘書の俸給につきましては、秘書には勤務地手当もつかない、共済給付もないという、いろいろな点から見まして、また秘書を十分に御活用になつておりますところの議員諸氏の御意向等も、十分反映いたしまして、さらにこまかい数字も十分検討した上、議院運営委員会におきましては、慎重なる審議の結果、きまつたわけでございます。急のごときでございますので、秘書の、どういふふうにきまつたかという資料を持つて来ませんでしたけれども、大體ベイス・アップのたびに、公務員のベイスが幾らのかときは秘書は幾らというふうな、検討いたしてやつております。御注意の点は今後は十分注意いたしますけれども、なお今までの分につきましても、十分慎重にいたしたということ、申し上げていいかと思ひます。

○受田委員 佐藤さんにちよつと最後にお尋ねして終りたいと思ひます。先ほどから非常に問題になつたのは、法律の最後に罰則をつけてある問題です。これは一般職の職員の給与に関する法律に罰則がある。ほかのものには全部ないです。保安庁のものには、これと同じ内容を持つたものはないといふことについて、政府としても、この不平等は何とか整理して行きたいという御答弁があつたのですが、法制局の責任者として見られて、法の制定の技術の上から、給与法にこゝういふ差等があることに對しては、妥当でないとお認めになりますか。一般職の職員の給与に関する法律の最後の二十五条に罰則があるのですが、これを基準にして他の法律にもやるかどうか、やらなければならぬにやればよいし、やらなければこれを削つてしまつた方がよい。こういう点について法制局長官としての御意見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 ごもつともお尋ねであると思ひます。非常に平たいの幅の広さ、数の関係等から、特別職に比べて非常に違つておる。その重さといふ面から、数等の面におきまして相違がある。従ひまして、そつちの方の給与関係については罰則をつけ、その他のものにつけなくてもよろしいといふようなことが言えるかどうか、一応は申し上げますが、そういうことは一応は常識的には成立つと思ひます。ただそういう観点から離れまして、今の問題は一般職の職員の給与に関する法律の二十五条でありまして、こういうことまで罰則をつけなければならぬかどうかという点につきましても、私は、これは何も政府としてきまつた意見でもございせんけれども、私の気持ちから申し上げますと、再検討されていいのではないかと。再検討さす。と言いますのは、前からさつと、給与の關係のこゝういふことについて、実は罰則というものをなしにやつておつた。その勵行の担保といふものは、何で担保されておるか申しますと、給与關係に當つておる者は、當然公務員でございまして、公務員の懲戒關係の嚴重な西律のもとに服しておるわけでありまして、それによつて担保されるのだといふことが私は言ひ得ると思ひます。そういう建前から、御指摘のやうに、特別關係はほとんど全部罰則がついておりません。翻つてそれと一般職の方の罰則をはずすかどうかといふことが次に出て参りますが、これは公務員法そのものの元の方からさつと、いろいろ罰則關係のつながりを持つておるものでございまして、さういふ点から、その方はいふところと根本的に考へてみなければいけないじやないかという気持ちを持つておられます。従ひまして、再検討の価値はあるだろうといふのが、私の気持ちでございます。

○受田委員 庶務部長に申し上げますが、この一般職の職員の給与法はこの委員会、保安庁の職員の分は内閣委員会、裁判官、檢察官の分は法務委員会というやうに、同じ給与の法律案が各委員会にばらまかれておるのです。従つてわれわれのやうに全面的に研究しようという立場から言へば、保安庁の給与の方のこの委員会が担当すべきだし、裁判官や檢察官の方もこゝでやるべきだ。そうすれば公平な審査ができるわけだ。そうすれば保安庁の職員の給与についても、内閣委員会において、一般職の方はあまり考えぬで、すつとやるおそれがある。そういうところから、思はず比較検討の機会を失つて、国会の權威を失う場合もあると思ひますので、この点今後議論などにおいて、事務局として、今申し上げたやうに、給与に関するものは人事委員会が担当するのが妥当じやないかといふことを伝えていただきたいと思います。これで質問を終ります。

○小松委員 政府当局にお尋ねいたします。法律案が重大視されて、そうしてそれに基いて予算を配付する考へに立つておるか、それとも予算をきめて、それに合せて法律案をつけ加えようと思つておるか、その一点をお尋ねいたします。

○菅野政府委員 たいだいまの御質問は法律が主であるか、予算が主であるかという御趣旨だと思ひますが、政府が提案いたしました場合におきましては、法律も予算もまったく同等に考へております。従ひまして予算の裏づけの必要な法律は、法律も予算も一体いたしまして、政府の意思を国会に表明する次第であります。

○小松委員 過去幾日間にわたつて、人事委員会において、この一般職の公務員の給与の問題について、法律案として質問をいたして来ましたが、また特別職の問題についても質問をいたしましたが、ややもすると政府当局、各担当大臣等は、この人事委員会にかかつてある法案というものを對してウェットをかけていない。もつぱら予算にウェットをかけておる、これがうかがえるのであるが、この点について政府は実績の上から、どのような見解を持つておるか。

○菅野政府委員 政府といたしましては、法律を特に軽く見、予算を重く見るといふ考へは毛頭ございません。ただ予算は非常に關係するところが広いのでございまして、法律は予算等ともちろんうらはらの一体をなしておるものでございまして、中には予算と關係ない法律もございまして、従ひまして予算委員会の方には各担当大臣がそろつて行くようなこともございしますが、政府の国会に對する考へといひましては、法律と予算との間に輕重の區別をつけるというような考へは全然ございません。

○小松委員 それでは明日の人事委員会において、總理以下、關係大臣を全部この人事委員会にそろえていただけたらどうか。

○菅野政府委員 出席の御要求があれば、當然政府は出席しなければならぬのでございしますが、しかし實際において總理並びに各閣僚大臣の都合がつかずかどうかが、それは取調べました上でもつて御返事いたします。

○小松委員 いや、審議も最終段階になつて来ると思ひます。これに對して労働行政等あるいは万般の政府当局の御説明から考へまして、この法案は最も重大なる意義を持つておると思ひます。かかる観点に立ちまして、この法案を官房長官が提案して、その後そのまゝになつておる点から考へまして、政府当局のこの法案に對する審議の態度は、まことに不満足でございします。あすは總理並びに官房長官等のほか労働大臣等全部の出席を願ひまして、質問をさらに継続いたして行きたい、かように考へますが、この点について政府当局において、その通り処置していただけますか。

○菅野政府委員 先ほど御答弁した通りであります。

○竹尾委員 先ほどお尋ねのありました国会職員特別法につきまして、佐藤長官に聞いておきたいと思ひます。

受田委員のお言葉にもありました。この国会職員を特別職にしたという理由については、どうも基礎が薄弱のようと思はれるのです。これは改めなければならぬという理由もない、こういうような御答弁でございしました。が、今国会職員は特別職になつておりますが、特別職になつてゐる現在と、一般職であつた当時と一体どのような

違いがございするか、その点をちよつと御回答願ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 りくつから申しますと、国家公務員法の条文が全然適用がない。そのかわりに国会職員法の適用が加つて来るということにございします。さてそれでは国家公務員法の内容と、国会職員法の内容とどう違つて来るかということになりますと、たとえば私の知つております範圍では、今の本人のための不利益の処分でありまして、あるいは採用の際の、任用手続でありますとか、そういう点が違つてゐることを私は承知しておりますが、そのほかの大体のプリンシプルにおいては、国家公務員法の原則が踏襲されておると申し上げてよいと思ひます。

○竹尾委員 そういたしますと、理由というのはいさゝか薄弱だと思はれるのですが、そういう薄弱の理由のもとに、特にこれを特別職にしたということとは、われ／＼にはちよつと納得いかぬのですけれども、その辺はどうでございしましょうか。

○佐藤(達)政府委員 これは国家公務員法の系統から申しますと、大事故が中核になつておつて、人事院が諸般の連絡統括の仕事をやつておるわけでありまして、特別職になりますと、その支配から全然はずれてしまふ。そこでたとえば裁判所の職員それから今御指摘の国会職員というものを特別職にして、はずしておるというように、先ほど申し落しました。が、今のようなどころからも多少建前が違つて来るわけでありまして、言いかえれば国会の独自性と申しますか、あるいは裁判所の独自性というふうな氣持も働

いて、そういうような特別職制度というものになつて来ておるのではないかと、こゝろ申し上げてよろしいと思ひます。

○竹尾委員 その独自性というものはきつめて私は薄弱だと思ふのです。これが独自性をやや發揮できるということになれば、これは一例ですが、国会職員は特別職であるから、ある意味の政治運動も許されるというふうなこともあり得るかと思ひましたが、そういうことはないわけなんですか。この政治運動のできるの事務局長であります。そうすると国会職員特別法によりまして、どれですか。前と同じですか。

○佐藤(達)政府委員 一般の国会職員は政治運動を禁止されております。ただその中で今御指摘の事務局長などは役員でありますから、よいことになつておりましたかどうか、実は私の方の法令をきよう持つて参りませんものとしたから、はつきりしたお答えはいたしかねますが、一般的には国会職員といへども、政治運動はできないことになつてゐることは申し上げられると思ひます。

○竹尾委員 そうしますと、今のお答えはちよつとおわかりにならぬということにございしましたが、これはどなたでもけつこうですが、国会職員で政治運動のできる人たちはどういう人ですか。

○有田委員長 ちよつと委員長から申し上げますが、この規定の中にこういうのがあります。「国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程」第一条この規程は、各議院事務局の事務局長及び常任委員会専門員、各議

院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長を除く国会職員に適用する。」というのであります。

○竹尾委員 そうしますと特別職になつても、まづたゞ一般職のときとほとんどかわりがない、ただ人事院からわくがはずれた、これだけの話なんですか、あとは地域給ももつてゐるし、それから扶養手当ももつてゐる、何の違ひもない、こういうものを特別にこしらへなければならなかつた理由が私にはどうもわからぬのですが、何かほかに含みがあつたのではございせんか、そんな含みはないのですか。今の法制局長のお話だけの理由ですか。それが伺ひたい。

○淺井政府委員 私からちよつと補足いたしますが、それでは竹尾さんの御言葉を逆にしまして、国会職員を一般職として人事院の所管のもとに置いておけるかどうかということが問題だらうと思つております。人事院のもとに置きますれば、国家公務員法の全面的な適用を受けることに相なりますが、国家公務員法の第一条第二項によりまして、国家公務員法というものは憲法七十三條に規定する官吏に関する事務、すなわち内閣の事務として規定されております官吏に関する事務を定めた基準である。つまり人事院は内閣の下請としてやつてゐるんだ、こういう觀念に相なります。そういういたしますと、三権分立の趣旨から見まして、国会と裁判所の職員を、今度は内閣の下請であるところの人事院の所管のもとに置いていいかどうかということが問題になるだらうと思ひます。

○竹尾委員 そういう名義裁のお言葉ならわかるんです。特別職にしたの

はそういう理由なんですか。それなら筋が通つております。

○淺井政府委員 ちよつと付言いたしますが、昭和二十三年に国家公務員法を改正いたしましたときに、第一条第二項に特に憲法七十三条の基準を定めた法律だということをうたいました趣旨でございます。

○有田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日の午後一時より開会し、両法案の質疑を継続することといたします。

なおこの際一言申し上げておきますが、衆議院規則第四十七条によりまして、議案を修正しようとする委員は、あらかじめ修正案を委員長に提出しなければならことになつておりますので、両法案を修正しようとする委員がございましたら、討論採決を行います以前に、相当の余裕をもつて、あらかじめ委員長の手元まで修正案を御提出願いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会